

兵庫県労働保険指導協会だより

令和元年 秋号

特集…「時間外労働の上限規制」に備えよう

法改正に伴い

36協定届が新様式になります…P2~3

- ★36協定とは
- ★新様式の変更箇所
- ★様式変更のチェックポイント
- ★36協定届の記載例(限度時間を超えない場合、特別条項)

労働時間(法定労働時間・時間外労働など)

割増賃金(時間外労働・休日労働・深夜労働)の**基礎知識**

- ★労働時間に上限があるの?休みはどれくらい与えるの?
- ★法改正後の36協定における時間外労働&休日労働の上限は?
- ★割増賃金の計算方法&割増賃金率は?

…p 4~5

時間外&休日労働の**時間数計算**の間違えやすいポイント

- ★週休2日の会社における休日労働
- ★所定労働時間が7時間の会社における時間外労働
- ★振替休日と代休(代替休暇)は休日労働?
- ★働き方改革関連法の概要

…p 6~7

社会保険に加入しましょう…P8

今月の深掘り知識:月給制の場合の割増賃金の計算方法



令和元年第2期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



労働保険事務組合

兵庫県労働保険指導協会

☎ 078-862-5812



社会保険に加入しましょう

(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険)

法改正

29年8月より
老齢年金を受け取るために
必要な資格期間が
25年→10年に短縮。



労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり(強制)。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です(任意)。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入)

法改正

28年10月より
従業員501人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。

雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む)
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

法改正

29年1月より
65歳以上も加入対象
雇用保険の適用拡大。

健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入)



詳しくは当会まで ☎ 078-862-5812

今月の深掘り知識

割増賃金の計算の基礎となる賃金

**Q. 月給制の場合、どのように
割増賃金の計算をするのですか？**

関連記事:5ページ「割増賃金額の計算方法」

A.

1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、
次のように計算します。



月の所定賃金額 ÷ 1か月の(平均)所定労働時間数

「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金について
は除外することができます。7項目以外の賃金は全て算入
しなくてはなりません。

- ①家族手当(扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に
応じて支給するもの)
- ②通勤手当(通勤に要する費用に応じて支給するもの)
- ③別居手当
- ④子女教育手当

⑤住宅手当(住宅に要する費用に定率を乗じて支給す
るもの)

⑥臨時に支払われる賃金

⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用
等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の
計算の基礎に含めることとされています。



原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日労
働は**分単位**で正確に計上しましょう。1か月の
各総時間数に1時間未満の端数がある場合、**30分未満を
切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能**です。**30分
以上は切り捨てできません**ので要注意です。

割増賃金額の計算方法

$$\boxed{\text{1時間あたりの賃金額}^*} \times \boxed{\text{時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数}} \times \text{割増賃金率}$$

編集と発行 労働保険事務組合 兵庫県労働保険指導協会

〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通1-1-19-307 電話:078-862-5812 FAX:078-862-5928

E-mail: info@hyogo-rouho.com URL http://hyogo-rouho.com/